平成２３年（フ）第９００号
兵庫県丹波市氷上町香良32番地
破産者　上谷歯科医院こと　上谷　和久
1　決定年月日　平成27年９月29日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第９３９号
神戸市垂水区塩屋北町３丁目３番12号
破産者　西堂　充彦
1　決定年月日　平成27年９月29日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第８９号
大分県由布市庄内町庄内原739番地４
破産者　佐藤　幸正
1　決定年月日　平成27年９月29日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２６年（フ）第１２１号
北海道登別市栄町３丁目14番地６　乾マンション203
破産者　吉崎　孝彦
1　決定年月日　平成27年９月30日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２５年（フ）第６４号
釧路市鳥取南７丁目２番19号　レオパレスフロンティアⅡ　203、住民票上の住所札幌市豊平区豊平４条10丁目１番15号
破産者　大下　俊浩
1　決定年月日　平成27年９月30日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
釧路地方裁判所

平成２６年（フ）第２５６号
静岡県浜松市北区細江町気賀2551番地の186
破産者　杉本　清年
1　決定年月日　平成27年９月30日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２７年（フ）第９３号
滋賀県栗東市林493番地18
破産者　浅野　良治
1　決定年月日　平成27年９月30日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第６６号
奈良市法蓮町195番地の３　法蓮Ｅ棟101号
破産者　西村　　弥
1　決定年月日　平成27年９月30日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所

平成２６年（フ）第９５１号
広島市南区堀越３丁目11番７－３号、開始決定時の住所広島市南区堀越２丁目８番47－303号
破産者　岸良　隆行
1　決定年月日　平成27年９月30日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第２２２号
香川県高松市西宝町２丁目７番52―401号　フェリスコート、開始決定時の住所香川県高松市桜町２丁目７番12―504号
破産者　前川　孝之
1　決定年月日　平成27年９月30日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２７年（フ）第２０５号
熊本市中央区国府２丁目３番10号　エクセルハイツ国府201、前住所熊本市中央区九品寺３丁目17番56―104号　コアマンション九品寺104
破産者　土持　公孝
1　決定年月日　平成27年９月30日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２６年（フ）第２８３号
大分市大字駄原2476番地の２
破産者　工藤　文也
1　決定年月日　平成27年９月30日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

破産債権の届出期間及び一般調査期日

平成２７年（フ）第１６７号
さいたま市緑区松木２丁目21番地４
破産者　梅宮　　武
1　破産債権の届出期間　平成27年10月30日まで
2　一般調査期日　平成28年１月19日午後１時30分
平成27年９月29日
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第２０号
岐阜県羽島市足近町４丁目222番地１
破産者　安永　　彰
1　破産債権の届出期間　平成27年10月30日まで
2　一般調査期日　平成27年12月22日午前10時40分
平成27年９月30日　岐阜地方裁判所

平成２６年（フ）第２３１３号
大阪府枚方市長尾元町７丁目74番10号
破産者　有限会社桜建材
1　破産債権の届出期間　平成27年10月30日まで
2　一般調査期日　平成27年12月３日午後２時30分
平成27年９月29日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第２８０号
堺市堺区甲斐町西１丁１番25号
破産者　株式会社ケイ・キャット
1　破産債権の届出期間　平成27年10月30日まで
2　一般調査期日　平成28年１月27日午前11時
平成27年９月30日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第７００号
大阪府富田林市高辺台３丁目９番20号
破産者　保澤　邦昭
1　破産債権の届出期間　平成27年10月30日まで
2　一般調査期日　平成28年１月27日午前11時
平成27年９月30日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第２７８０号
大阪市阿倍野区阪南町１丁目10番４号
破産者　永倉由美子
1　破産債権の届出期間　平成27年10月30日まで
2　一般調査期日　平成27年12月３日午後２時
平成27年９月30日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第２９１号
熊本県宇土市新開町753番地２、前住所熊本県宇土市笹原町32番地１
破産者　本田　一一
1　破産債権の届出期間　平成27年10月30日まで
2　一般調査期日　平成27年11月17日午後１時30分
平成27年９月30日
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係